

北区スポーツボランティア事業運営要綱

平成29年3月10日区長決裁

改正

令和5年3月8日4北地ス第2672号副区長専決

改正

令和6年4月1日5北地ス第3034号副区長専決

改正

令和7年5月12日7北地ス第1244号副区長専決

（目的）

第1条 この要綱は、北区（以下「区」という。）のスポーツ現場のボランティア（以下「スポーツボランティア」という。）の確保・育成に取り組むとともに、ボランティアニーズの受皿として機能させ、スポーツを軸とした共助社会を実現させるため、北区スポーツボランティア制度を設置し、スポーツを通じた市民活動・社会貢献活動の活性化を図ることを目的とする。

（対象事業）

第2条 スポーツボランティアは、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行うものとする。

- （1）区又は北区教育委員会が主催、共催又は後援するスポーツ推進事業等の運営における補助
- （2）区民又は地域団体が主催するスポーツ推進事業等の運営における補助
- （3）その他区長が特に必要と認めたもの

（登録要件）

第3条 スポーツボランティアとして登録できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- （1）区内に居住、通勤又は通学している満15歳以上の者（中学生を除く。）
- （2）区内に本拠地を置くスポーツ・レクリエーション団体等の構成員で満15歳以上のもの（中学生を除く。）

（登録）

第4条 スポーツボランティアへの登録を希望する者は、北区スポーツボランティア登録申請書（別記第1号様式）により、区長に申請するものとする。この場合において、18歳未満の者が当該申請をするときは、当該申請者の保護者の同意を要するものとする。

- 2 区長は、前項の規定による申請があった場合において、申請の内容を審査し、登録が適当であると認めたときは、当該申請者を北区スポーツボランティア登録簿（以下「登録簿」という。）に登録するとともに、当該申請者にその旨を通知するものとする。

（登録の有効期間）

第5条 スポーツボランティアの登録の有効期限は、区長が登録簿に登録を行った日から当該登録を行った日の属する年度の末日までとする。ただし、前条の規定により登録された者（以下「登録者」という。）から期間満了の日までに登録の取消しの意思表示がないときは、1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(個人情報の保護)

第6条 登録簿に記載された個人情報は、東京都北区個人情報保護条例（平成7年9月東京都北区条例第30号）に基づき適切に保護するとともに、本人の同意なしに他の目的に利用してはならない。

(変更等の届出)

第7条 登録者は、登録内容に変更が生じた場合又は登録を取り消す場合は、北区スポーツボランティア登録内容変更・登録取消届（別記第2号様式）を速やかに区長に提出するものとする。

(登録の取消し)

第8条 区長は、前条の規定により登録者から登録の取消しの届出があった場合又は登録者がスポーツボランティア事業の趣旨に反する行為をした場合は、登録を取り消すとともに、登録簿から当該登録者を削除するものとする。

(ボランティア活動の単位)

第9条 スポーツボランティアの活動は、原則1回につき6時間以内とする。

(無償による活動)

第10条 第2条の活動は、原則無償で行うものとする。

(活動の報告)

第11条 登録者は、スポーツボランティアの活動終了後、活動内容を北区スポーツボランティア活動報告書（別記第3号様式）により、区長に報告しなければならない。

(派遣申請)

第12条 スポーツボランティアの派遣を申請する者（以下「派遣申請者」という。）は、北区スポーツボランティア派遣申請書（別記第4号様式）により、区長に申請するものとする。

(派遣の決定)

第13条 区長は、前条の規定による申請があった場合において、申請の内容を審査し、北区スポーツボランティア派遣承認・不承認通知書（別記第5号様式）により、派遣申請者に通知するものとする。

2 区長は、営利を目的とするもの、特定の政党の利害に関するもの又は特定の宗教を支持するものに関しては、スポーツボランティアの派遣を行わないものとする。

(派遣申請者の責務)

第14条 派遣申請者は、スポーツボランティアの活動に際して、事故の防止に努め、安全に十分配慮しなければならない。

(経費負担)

第15条 派遣申請者は、第13条第1項の規定によるスポーツボランティアの派遣に関する経費

及び当該活動に伴う傷害等に係る保険の保険料を負担するものとする。

- 2 派遣申請者は、区外にスポーツボランティアの派遣を希望する場合において、スポーツボランティアの宿泊費又は交通費が必要となる場合は、当該費用を負担するものとする。

(派遣報告)

第16条 派遣申請者は、スポーツボランティアの活動終了後、速やかに北区スポーツボランティア派遣報告書（別記第6号様式）を区長に提出しなければならない。

(派遣内容の変更)

第17条 派遣申請者は、第12条の規定による申請の内容に変更が生じた場合又は活動ができなくなった場合は、速やかに区長に申し出なければならない。

(派遣承認の取消し)

第18条 区長は、派遣申請者が次の各号のいずれかに該当したときは、当該派遣の承認を取り消し、北区スポーツボランティア派遣取消通知書（別記第7号様式）により、派遣申請者に通知する。

- (1) 第2条各号に規定する活動内容に該当しなくなったとき。
- (2) 偽りその他不正の手段でスポーツボランティアの派遣の承認を受けたとき。
- (3) その他区長がスポーツボランティアを派遣するに当たって、著しい支障が生じると認めたとき。

(委任)

第19条 この要綱に定めるもののほか、スポーツボランティアの活動に関し必要な事項は、地域振興部長が定める。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則（令和5年3月8日4北地ス第2672号副区長専決）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

付 則（令和6年4月1日5北地ス第3034号副区長専決）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

付 則（令和7年5月12日7北地ス第1224号副区長専決）

この要綱は、令和7年5月12日から施行する。

下記のとおり申請します。

申請日： 年 月 日

(ふりがな) 氏名		生年月日	年 月 日
		性別	男 ・ 女
住所	〒 —		
連絡先	自宅電話： FAX： 携帯電話： E-mail(必須)：		
緊急連絡先	緊急時に連絡の取れる方のお名前と電話番号をご記入ください。 氏名： 続柄： TEL：		
勤務先 学校名	名称： 所在地：		
署名欄	18歳未満の方が申し込まれるときは、必ず保護者の方の同意をお願いします。 保護者署名 _____		

スポーツ団体に所属したことのある方は、ご記入ください。

経験したことがあるボランティア活動がありましたら、ご記入ください。

スポーツに関する資格・免許等をお持ちの方は、ご記入ください。

北区スポーツボランティア制度をどこでお知りになりましたか。

- ☐ 北区ニュース
 ☐ 各種スポーツイベント
 ☐ 北区ホームページ
☐ 北区 NPO・ボランティアふらざ
 ☐ その他()

団体から活動依頼があった場合、依頼者に対して連絡先等の必要事項を提供いたします。

※登録が完了いたしましたら、ご記入いただいた「E-mail」に登録完了通知を送信いたします。

北区スポーツボランティア登録内容変更・登録取消届

北区長殿

登録内容の変更
下記のとおり北区スポーツボランティアの ・ を届出します。
登録取消

届出日： 年 月 日

(ふりがな) 氏 名	
変更内容	変更前
	変更後
備考	

※「登録内容の変更」又は「登録取消」のいずれかを○で囲んでください。
「登録内容変更届」は、「氏名」「変更内容」を記入してください。
「登録取消届」は、「氏名」を記入してください。

北区スポーツボランティア活動報告書

北区長殿

下記のとおり北区スポーツボランティアの活動を報告します。

報告日： 年 月 日

(ふりがな) 氏 名	
事業名	
活動日時	年 月 日(曜日) : ~ :
会 場	
活動内容	
自由記入欄 (ご意見等)	

下記のとおり北区スポーツボランティアの派遣を申請します。

申請日： 年 月 日

☐ ボランティアの個人情報は、当イベントのみに使用し、イベント終了後に廃棄いたします。

北区スポーツボランティア派遣承認・不承認通知書

様

東京都北区長 印

下記の事業について、北区スポーツボランティアの派遣を
承認 ・ いたします。
不承認

審査日: 年 月 日

事業名			
日 時	年 月 日() : ~ :		
会 場	住所:		
主な 活動内容			
資格等 応募要件			
募集人数		募集締切日	年 月 日()
事前 説明会	日時: 年 月 日() : ~ : 会場:		
備考 ・ 不承認理由			

※派遣するボランティアが決定いたしましたら、北区スポーツボランティア派遣申請書(別記第4号様式)にご記入された E-mail に名簿を送付いたします。

承認条件について

【派遣申請者の責務】

- ・派遣申請者は、スポーツボランティアの活動に際して、事故の防止に努め、安全に十分配慮しなければならない。

【経費負担】

- ・派遣申請者は、スポーツボランティアの派遣に関する経費及び当該活動に伴う傷害等に係る保険の保険料を負担するものとする。
- ・派遣申請者は、区外にスポーツボランティアの派遣を希望する場合において、スポーツボランティアの宿泊費又は交通費が必要となる場合は、当該費用を負担するものとする。

【派遣報告】

- ・派遣申請者は、スポーツボランティアの活動終了後、速やかに北区スポーツボランティア派遣報告書（第6号様式）を区長に提出しなければならない。

【派遣内容の変更】

- ・派遣申請者は、北区スポーツボランティア派遣申請書の内容に変更が生じた場合又は活動ができなくなった場合は、速やかに区長に申し出なければならない。

【派遣承認の取消し】

- ・区長は、派遣申請者が次の各号のいずれかに該当したときは、当該派遣の承認を取り消し、北区スポーツボランティア派遣取消通知書（別記第7号様式）により、派遣申請者に通知する。
 - （1）北区スポーツボランティアを派遣する対象事業に該当しなくなったとき。
 - （2）偽りその他不正の手段でスポーツボランティアの派遣の承認を受けたとき。
 - （3）その他区長がスポーツボランティアを派遣するに当たって、著しい支障が生じると認めたとき。

北区スポーツボランティア派遣報告書

北区長殿

下記のとおり北区スポーツボランティアの派遣報告書を提出します。

報告日: 年 月 日

(ふりがな) 団体名		報告者	
事業名			
活動日時	年 月 日() : ~ :		
会 場			
ボランティア			
活動内容			
自由記入欄 (ご意見等)			

※ボランティア欄が足りない場合には、氏名記入欄を追加してご記入ください。

北区スポーツボランティア派遣取消通知書

様

東京都北区長



年 月 日付けで申請のあった北区スポーツボランティア派遣について、次のとおりその承認を取り消したので通知します。

承認取消年月日	年 月 日
事業名	
活動日時	年 月 日() : ~ :
取消理由	